

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2017 年人権報告書：カメルーン

エグゼクティブサマリー

カメルーンは、強権大統領支配の共和制国家である。カメルーンは多党制であるが、1985 年の創設以来、カメルーン人民民主連合(CPDM)政権を握っている。実際には、大統領が立法権に対する支配権を保持している。2011 年に、国民は、CPDM の党首であるポール・ビヤ (Paul Biya) を大統領に再選した。大統領の地位は 1982 年以来、同氏が維持している。不正行為による不正選挙と特徴付けられたが、監視団は、選挙結果はこの不正行為の影響を受けたものではないという考え方を示した。2013 年 4 月に、カメルーンは歴史上初めての上院選挙を行った。これは、平和的に行われ、概ね自由且つ公正であった。2013 年 9 月に、議会と地方自治体の同時選挙が実施された。監視団の多くは、この選挙を自由且つ公正であるとみなした。

文民当局は、国軍及び憲兵隊を含め、治安部隊に対する実効支配をある程度維持した。

最も重大な人権問題には、治安部隊による過度な武力行使に起因する、恣意的且つ超法規的な処刑、治安部隊及びボコ・ハラムによる失踪、治安部隊による、軍事施設及び非公式な拘禁施設内での拷問及び虐待、ボコ・ハラムの支持者の容疑を受けた個人及び英語圏州に居住する個人の長期間の恣意的な拘禁、苛酷且つ生命を脅かす刑務所の状態、表現及び集会の自由の侵害、インターネットアクセスに対する政府の定期的な制限、人身売買、同意による同性間の性行為に携わる個人の非合法化及び逮捕及び、労働者の権利の侵害などがあった。

政府は、治安部隊及び公務において職権濫用を行った政府高官の処罰及び訴追に向けた措置をある程度講じたが、実際には公的な制裁に及ばないことが多く、犯罪者の行為は、たいてい、刑事免責の対象になった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下からの自由など：

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の違法な又は政治的動機に基づく処刑

複数の報告によれば、治安部隊当局者は、公務の遂行に過度の武力を行使して、恣意的且つ違法な処刑を行った。アムネスティ・インターナショナル及び国際危機グループの報告によれば、防衛部隊及び治安部隊は過度の不均衡な武力を行使して、国内の英語圏州で行われた抗議デモを解散させ、2017 年 9 月 28 日から 10 月 2 日の間だけで、40 人以上の命を

奪った。国連人権高等弁務官は 2017 年 11 月 17 日に、2017 年 10 月の事件発生時及び発生後に行われた人権侵害の申立てについて、公平且つ独立した調査を行うよう政府に要請したが、2017 年 12 月現在で、上記の申立てに対する調査は完了していなかった。

治安部隊は、極北州において、隔離拘禁、拷問及び、ボコ・ハラム及びイスラム国・西アフリカ州(Islamic State (ISIS)-West Africa)の加盟容疑を受けた個人少なくとも 10 人の、緊急介入部隊(Rapid Intervention Battalion)(BIR)及び外部諜報機関総局(General Directorate of External Research)(DGRE)を含む軍及び諜報機関が運営する拘禁施設での殺害事案にも関与したと報告された。市民社会団体及び報道機関は、概ね、3 つの主要治安部隊--BIR、戦闘車歩兵大隊(Motorized Infantry Battalion)及び憲兵隊--の構成員がこの殺害に関与したと非難した。アムネスティ・インターナショナルによれば、極北州に関する報告で記録された人権侵害に関与した治安部隊職員は、2017 年 11 月現在で、一人も責任を問われていなかったということである。

テロリスト組織のボコ・ハラム及びイスラム国・西アフリカ州は、自警団員及び極北州の防衛部隊及び治安部隊員を含め、民間人を相次いで殺害した。アムネスティ・インターナショナルによれば、ボコ・ハラムは、2016 年 7 月から 2017 年 6 月までに、120 回以上にわたって攻撃を行った。これには、150 人を超える民間人が命を奪われた自爆テロ 23 件が含まれる。

b. 失踪

北部州及び英語圏州では特に、治安部隊による民間人の逮捕及び失踪が相次いで報告された。複数の非政府組織(NGO)によれば、英語圏の北西州及び南西州における周縁化の意識によって焚きつけられた危機的状況を背景に、一部の活動家が逮捕されたが、2017 年 11 月時点でその消息は説明されなかった。被拘禁者の家族成員及び友人は、失踪者の居場所を 1 カ月以上探し回って初めて、失踪者が拘禁されている場所を知らされることが多かった。

ボコ・ハラム反政府勢力は、極北州で発生した多数の攻撃において、女性及び子どもを含め何人もの民間人を誘拐した。被害者の中には、2017 年 11 月時点で行方が依然としてわからない者もいた。

c. 拷問及び他の残虐，非人道若しくは品位を傷つける取扱い 又は刑罰

かかる慣行は憲法及び法律で禁じられているが、複数の報告によれば、治安部隊の職員は、

民間人に対して、拷問、殴打、嫌がらせ又はその他の方法での虐待を行った。信頼できる NGO によれば、BIR、DGRE 及び、警察及び憲兵等のその他の治安当局者は、拘禁施設内外で拷問を行ったということである。

アムネスティ・インターナショナルは 2017 年 7 月に、BIR 及び DGRE が運営する拘禁施設で、2013 年 3 月から 2017 年 3 月までに治安部隊によって拷問されたとされる個人 101 人の事案について報告した。事案の大半は、2014 年及び 2015 年に逮捕され、2014 年から 2016 年の間に拷問を受けた個人に関する記録であったが、アムネスティ・インターナショナルの主張によれば、2017 年に入ってもこの慣行は相次いで発生した。アムネスティ・インターナショナルによれば、拷問は、国内 4 箇所の軍事基地、2 箇所の諜報センター、1 箇所の民家及び 1 箇所の学校を含む、国内 20 箇所で発生したということである。報告書に名前が記載された特定箇所には、極北州のサラック(Salak)、クッセリ(Kousseri)及び、コロファタ(Kolofata)の BIR の基地及び、ヤウンデ(Yaounde)にある DGRE の拘禁施設などがあつた。アムネスティ・インターナショナルによれば、拷問の被害者は殴打、骨折及び屈辱的行為に用いられた 24 種類以上の異なる方法を説明したということである。たいていは、自白の強要又は情報の入手並びに、処罰、萎縮及び脅迫が目的であつた。被拘禁者が、電気ケーブル、マチューテ及びこん棒等の様々な道具で殴打される、関節及び筋肉に激痛を引き起こす方法で無理な体勢を取らされたり棒から吊り下げられたりする、また、水責めを受けるのはごく日常的であつた。この報告書によると、逮捕者の大多数は、カヌリ族であることも標的にされた原因であつたと考えているということである。2017 年 11 月時点で、上記の申立ての調査が開始された報告はなかった。

2016 年 11 月の報道によれば、南西州のブエア(Buea)市を管轄する警察及び憲兵隊は、複数の学生をホステルから引きずり出した上、泥まみれで転がし、警棒で殴打したということである。学生の一部は、市内の大学で発生した抗議運動に最近参加していた学生であつた。報道によれば、学生は軍のトラックに詰め込まれ、秘密の場所に連行された。一部は数ヵ月間にわたって収容された。伝えられるところによれば、女子大生の一部は強姦されたということである。

強姦及び性的虐待は複数の事例で報告された。国際危機グループ(International Crisis Group)の報告によれば、治安部隊は、2017 年 9 月から 10 月にかけて英語圏州で発生した混乱への対応時に起こった性的虐待に関与したということである。複数の国際人道組織によれば、治安部隊の職員は、身分証明書を携行せずに移動していた難民女性を足止めしては、治安検問所の通行許可と引き換えに、女性を性的に搾取したということである。

国連の報告によれば、2017 年 10 月時点で、カメルーン人平和維持軍に対する性的搾取及び

虐待の申立てを 4 件受理したということである。これは、国連中央アフリカ共和国多元統合安定化派遣団(UN Multidimensional Integrated Stabilization Mission in the Central African Republic)に従軍する軍職員に対して提起された、搾取的関係の申立て 1 件、交換条件の性交渉の申立て 1 件及び、子どもの強姦の申立て 2 件である。2017 年 10 月 26 日時点で、調査は全て未解決であった。国連は 2 件の事案において、告発された職員に対する支払いを一時的に停止した。別の事案 2 件では、関与した職員の身元判明までの暫定措置が講じられた。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は依然として苛酷であり且つ、著しい過密状態、不十分な食事と医療、身体的虐待及び劣悪な衛生状態に起因して生命を脅かす可能性があった。

物理的状況：ほぼ全ての刑務所、特に、都市部の大規模施設では、どの施設も依然として過密状態であった。刑務官は、荒廃した、植民地時代の刑務所に収監者を収容し、収監者の人数は、定員数の 4 倍から 5 倍であった。刑務所は概ね、男性用監房、女性用監房及び子ども用監房に分かれていたが、当局は、未決拘禁者と受刑囚を同じ監房に収容することが多かった。刑務所の多くでは、便所は複数の穴が掘られた共用の窪みであった。改良したトイレ設備及び過密度の低い監房を含め、女性が生活条件の向上で優遇されることもあった。当局は病人を健康な収監者と別々に収容していると主張したが、これは当てはまらないことが多かった。

1930 年代に建設された極北州マルア(Maroua)市の中央刑務所の定員は 350 人であるが、2017 年 6 月現在の収容者数は 1,600 人であった。北部州ガルア(Garoua)市の中央刑務所の定員は 500 人であるが、2017 年 6 月 30 日現在の収容者数はおよそ 2,000 人であった。アダマワ州(Adamawa)のヌガウンデレ(Ngaoundere)市の中央刑務所の設計定員数は 500 人であったが、2017 年 7 月時点で、1,286 人が拘禁されていた。このうち半数以上は、有罪判決を受けていなかった。リトラル(Littoral)州エデア市(Edea)の第一刑務所は、2017 年 7 月現在で、定員 100 人に対して 402 人もの収監者を収容していた。その多くは床で就寝していた。ヤウンデ(Yaounde)市のコンデングイ(Kondengui)中央刑務所は、2017 年 6 月時点でおおよそ 4,000 人の収監者を収容していたが、定員は 1,500 人であった。南西州のブエア市の中央刑務所の定員は 300 人であったが、2017 年 7 月時点で、1,175 人の収監者を収容していた。

アムネスティ・インターナショナルは、ボコ・ハラムへの加盟容疑で 2014 年から 2017 年 3 月までに様々な時期に様々な拘禁施設に収容された個人による証言を記録した。劣悪な拘禁状態には、極度の過密状態、不適切且つ不十分な食事と飲み水、衛生設備の利用機会が

全く又はほとんどないこと、医療支援の拒否及び、新鮮な空気又は日光の不足などが挙げられた。

2016 年時点では、看守による身体的虐待及び収監者間の暴力も問題であった。複数の報道機関及び NGO によれば、2017 年 3 月 12 日から 13 日にかけて、ガルア中央刑務所の収監者による抗議運動が発生し、反乱にまで発展した。伝えられるところによれば、収監者は生命を脅かす過密状態に抗議したということである。収監者は、ペットボトルの水がないこと及びその他の非人間的な状態を訴えた。一部の被拘禁者は、刑務所で一番大きい中庭を取り囲み、過度の暑さ及び劣悪な換気状態を理由に、監房に戻ることを拒否した。治安部隊職員が収監者を強制的に監房に戻そうとした時点で、抗議運動は暴力的になったということである。当局筋によれば、収監者 3 人が死亡し、負傷者は 40 人を超えたということである。

疾病及び体調不良が蔓延していた。栄養不良、結核、気管支炎、マラリア、肝炎、疥癬及びその他の治療されていない多数の症状が広く流行していた。これには、感染症、寄生虫、脱水症状及び下痢などが挙げられた。拘禁状態又は刑務所職員又はその他の当局の作為に関連する死亡者数は不明であった。複数の監視団によれば、北部州ガウラ中央刑務所内では、2017 年 1 月からこれまでに結核症例が 26 件発生した。アムネスティ・インターナショナルの推計によれば、BIR 及び DGRE が運営する拘禁施設ではいずれも、2013 年後半から 2017 年 5 月までに、拷問及びその他の虐待により何十人もの被拘禁者が死亡した。

伝えられるところによれば、刑務所職員間には汚職が蔓延していた。面会者は収監者と面会するために刑務所長に賄賂を払わなければならなかった。最低日給がおおよそ 570CFA フラン(1.06 ドル)であるところを、2,000CFA フラン(3.73 ドル)も支払ったと報告した面会者もいた。収監者は、一次的な自由、携帯電話、ベッド及び過密度の少ない監房区域への移動等の、特別な好意又は処遇を受けるために看守に賄賂を支払った。一部の収監者は、罰金の支払い能力がないために、刑期を終えた又は裁判所の釈放命令を受けた後も引き続き収監された。

アムネスティ・インターナショナルの報告によれば、前年と同様に、BIR 及び／又は DGRE が運営する施設及び、治安部隊が運営するその他の拘禁施設等の、非公式の拘禁施設に収容された個人の事案を複数あった。アムネスティ・インターナショナルの推計によれば、2017 年 3 月半ば時点で、サラック(極北州マウラ市)及び DGRE の Lac(中央州のヤウンデ市)の各施設に、少なくとも 20 人が収容されていたということである。国内の報道機関の報告によれば、当局は 2017 年 8 月 10 日に、サラックに 10 ヶ月以上にわたって拘束した末、ボコ・ハラムの構成員とされた 18 人を釈放した。一部の情報筋によれば、サラックの収監者

の多くは、マウラ市中央刑務所に移送されたということである。

管理： 生命を脅かす状態を訴える信頼筋の申立ては、たいてい、独立した権限によって調査された。視察訪問者は、国選弁護士からの正式な許可が必要であり、許可が得られない場合は、刑務所職員に賄賂を支払わなければ収監者と面会できなかった。ボコ・ハラムの容疑者との面会は厳重に制限された。被拘禁者の中には、面会機会を減らす目的で、家族から離れた場所に収監された者もいた。

独立した監視： 政府は、国際人道主義組織に、正規の刑務所の収監者との接触を許可した。例えば、赤十字国際委員会は、極北州のマウラ市及びクッセリ市(Kousseri)、北部州のガウラ市、東部州のベルトゥア市及び、中央州ヤウンデ市のコンデングイ中央刑務所等の、5箇所の刑務所を視察訪問した。監視団は、軍の非公式の拘禁施設に収容された収監者には面会できなかった。国家人権・自由委員会(National Commission on Human Rights and Freedoms)(NCHRF)及び、カトリック大司教の正義と平和委員会(Commission for Justice and Peace of the Catholic Archdiocese)等のNGOは、抜き打ちの刑務所視察訪問を不定期に行った。当局は2017年7月に、ヤウンデ市のコンデングイ第一及び中央刑務所の視察訪問を求める外国人専門家合同派遣団の要請を拒否した。当局は2017年9月時点で、国家防衛事務局(Secretariat of State for Defense)、DGRE 及び国家調査理事会(National Surveillance Directorate)の拘禁施設の視察訪問を求める NCHRF の同年8月11日の要請を承認していなかった。

当局は、NGO が刑務所内で普通教育及びその他の読書きプログラムを実施するのを許可した。リトラル州エデア市の中央刑務所では、NGO の拷問根絶のためのキリスト教団体(Christian Action for the Abolition of Torture)の後援を受けて、リテラシーと社会的再統合センター(Literacy and Social Reintegration Center)が収監者に初等教育及び前期中等教育を行った。南西州のブエア市及びクンバ市(Kumba)内の中央刑務所では、ブエア市を拠点とする市民社会団体の Human IS Right が、オペレーション・トータル・インパクト(Operation Total Impact)と協力して、普通教育及び更生教育プログラムを継続的に行った。

改善： ある国際人道組織の報告によれば、この組織が政府との連携を強化して以来ずっと取り組んできた刑務所内の健康状態、特に、栄養不良が改善されたということである。この組織によれば、一部の病院と取決めを結び、外部の治療を必要とした収監者の医療費の一部も負担したということである。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

恣意的な逮捕及び勾留は憲法及び法律で禁じられており、全ての個人がその逮捕又は勾留

の違法性について法廷で異議を唱える権利は上記の定めるところである。法律では、重罪又は軽罪を犯す現場を押さえられる場合を除き、逮捕を行う警察官は、身分証明書を提示し、逮捕者に理由を伝えるものとする述べている。法律はまた、令状に基づいて逮捕される個人は、その令状を交付した治安判事又は裁判所長の前で速やかに尋問を受けるものとし且つ、被告人はその家族と面会し、法的助言を受け、弁護に向けて準備する合理的な機会を与えられるものとする定めている。政府は上記の規定を尊重しないことがあった。

警察及び治安機関の役割

国家警察、DGRE、防衛省 (Ministry of Defense)、地方行政省 (Ministry of Territorial Administration) 及び、これより程度は低いものの大統領警備隊は、国内治安の役割を担っている。憲兵隊、軍及び、軍の軍事治安部隊が含まれる国防省は、大統領府の直属下にあり、その結果、治安部隊に対する強力な大統領支配が生じる。軍は対外安全保障を担当する。国家警察及び憲兵隊は、法の施行が主な役割である。農村地域は憲兵隊のみが担当している。国家警察には、公安部隊、司法警察、地域治安部隊及び国境警察が含まれ、大統領の直接支配下にある国家安全総合代表(DGSN)の監督下にある。

政府は、職権濫用について警察の責任を問う措置を若干講じた。警察は依然として、無力で、満足に訓練されておらず、腐敗していた。刑事免責は依然として問題であった。

文民当局は、警察及び憲兵隊に対するある程度の実効支配を維持しており、政府は、職権濫用及び汚職を捜査及び処罰するための機構をいくつか設置していた。DGSN 及び憲兵隊は、裁判所に提出された職権濫用の報告の調査を行った。DGSN、国防省及び司法省の主張によれば、2017 年を通じて、治安部隊の職員複数人が職権濫用罪で制裁措置を受けたということであるが、調査又はその後の説明責任についての詳細は知らされなかった。

国家憲兵隊および軍隊には、職権濫用の調査を行う特別部署がある。その後、防衛担当国務長官および 防衛担当の大統領陣営の副大臣が、職権濫用者の訴追を担当する。悪質な窃盗、犯罪の共謀、殺人およびその他の大規模な違法行為を伴う事例については、防衛副大臣は、審理を求めて軍事法廷へと照会する。

2016 年 3 月に SED の拘禁施設で発生した Moupen Moussa の死亡に関与したとして未決勾留中であった憲兵将校ラザレ・レロイ・ダン・ムバ(Lazare Leroy Dang Mbah)の訴追における決定は、2017 年 11 月時点で、軍事法廷から発布されていなかった。ムバは、国民身分証明書の作成を怠ったとして Moussa を拘禁し殴打したとされる。被告は刑事訴訟の中で、自身に対し列挙された罪状を認めた。ヤウンデ軍事法廷に提出された極北憲兵隊地域の元司

令官の Charles Ze Onguene 大佐の裁判も係属中であった。Ze 大佐は、2014 年に極北州のマデム(Magdeme)村及びドゥアラ村で行われた包囲捜査強襲作戦に関連して告訴された。この作戦では、200 人を超える男性及び男児が恣意的に逮捕され、マウラ市内の憲兵隊に連行された。政府筋によれば、このうち少なくとも 25 人がその夜、勾留中に死亡した。

逮捕手続きおよび拘留中の処遇

法律では、警察が逮捕を行う場合には令状を取得するよう求めているが、これはその者が現行犯逮捕で捕えられる時は除かれる。しかしながら、警察は、この要件を遵守しないことがあった。法律では、被拘禁者は直ちに裁判にかけられると定めているが、これはあまり守られていない。警察は、日常的な犯罪に関与した者を法的には最大 48 時間まで勾留することが可能であり、1 度だけ更新できる。この期間は、国の法廷弁護士の承諾書を持って、起訴前には例外的に 2 回延長することが可能である。それにもかかわらず、警察及び憲兵は、伝えられるところによれば、時折こういった抑留期間を超過したということである。法律では、知事および地域司令部で勤務する文民政府職員のような行政当局により、15 日間の延長期間の間は告訴せずに勾留することも認められている。また、弁護士および家族との接触についても定めているが、警察は、しばしば、被拘禁者がその両方に接触することを拒否した。隔離拘禁は法律で禁止されているが、特に、ボコ・ハラムとの戦闘関連では実際に発生した。法律では保釈を許可し、国民が上訴する権利を認め、違法逮捕を訴える権利を定めているが、こういった権利が尊重されることはほとんどなかった。

恣意的な逮捕： 伝えられるところによれば、警察、憲兵、BIR 職員及び政府当局は、民間人の恣意的な逮捕及び拘禁を相次いで行っており、多くの場合、告訴も審理もせずに長期間にわたって収容し、場合によっては、隔離拘禁することもあったということである。金曜日に逮捕し、通常は、賄賂を支払わない限り少なくとも月曜日まで勾留状態に置く「金曜日の逮捕(Friday arrests)」という慣行は、限られた範囲であったが、相次いで実行された。警察又は憲兵が令状を携行せずに状況証拠だけで逮捕を行った報告が数例あった。これは、たいてい、個人の業務成績を決定する有力者からの指示を受けて行われていた。複数の報告によれば、警察又は憲兵は、英語圏州の危機的状況及びボコ・ハラムとの戦闘関連では特に、犯罪者や盗難品の近隣地域の搜索の際又は、又は身分証明書を所持しない個人の逮捕の際にも恣意的逮捕を行ったということである。

複数の報告によれば、政府は無実の民間人を恣意的に逮捕及び拘禁したということである。2016 年 11 月から 2017 年 7 月にかけて、当局は、何人もの英語圏州の活動家及び見物人を明確な理由なしに逮捕した。この中には、罪状を告げられずに警察に逮捕された者もいた。政府は、血縁者がどこに連行されたかを家族の成員に教えない場合もあった。2017 年 8 月

31 日及び 9 月 1 日に、政府は英語圏州で逮捕した被拘禁者 55 人を釈放した。一部の推測では、2017 年 9 月 30 日時点で、最大で 69 人が勾留状態に置かれているということである。英語圏州で起こった出来事を報道したジャーナリストが逮捕され、罪状を通告されずに長期間にわたって拘束された事案もあった。

2017 年 1 月 21 日に、最高裁判所の法務官のアヤー・ポール・アビン(Ayah Paul Abine)が、私服姿の身元不詳の複数個人に逮捕された。男達はアヤーを自宅から SED に連行し、罪状を告げずに拘束した。2017 年 3 月に、アヤーの弁護士は、ヤウンデ市のムフンディ高等裁判所に即時釈放申請書を提出した。2017 年 3 月 16 日に、アヤーは罪状を告げられた。弁護士は、週末に実行されたこと、アヤーは数週間後に初めて罪状を知らされたこと及び、当該逮捕が治安判事に適用される刑事訴訟法規定の違反であったことを理由に、アヤーの拘禁は恣意的であるとした。ビヤ大統領は、2017 年 8 月 30 日に英語圏州の危機的状况に関係して逮捕された、アヤー、Nkongho Felix Agbor Balla、Fontem Aforteka'a Neba 他 52 名に対する、軍事法廷に係属している訴訟の中止を命令した。

アムネスティ・インターナショナルの 2017 年 7 月の報告によれば、極北州では、大規模な恣意的な逮捕及び拘禁が相次いで発生し、逮捕及び拘禁に対する基本的な保護対策が尊重されることもほとんどなかった。この報告によれば、何人もの個人が恣意的に隊押され、数週間又は場合によっては数ヵ月間にわたって、秘密裏に拘束された。

未決拘禁： 法律の規定では、裁判前の拘禁期間は最大 18 ヶ月であるが、被拘禁者の多くは、審理まで何年にもわたって待たされた。未決拘禁者に関する包括的な統計データは入手できなかった。アダマワ州ヌガウンデレ市の中央刑務所では 2017 年 7 月時点で、1,286 人の収監者が収容されており、このうち 735 人が未決拘禁者及び上诉人であった。未決拘禁者の中には、2 年を超えて審理待ち状態の者もいた。ある国際人道組織の主張によれば、テロ容疑で拘禁された何人かは、あまりにも長期間収監されていたために、血縁者の住所がわからなくなっていた。未決拘禁者数の増加は、英語圏州の活動家及びボコ・ハラムの支援容疑を受けた個人が大量に逮捕されたこと、職員の不足、長期にわたる訴訟手続き、ファイルの喪失、行政、訴訟審理の遅延を含む司法上の障害及び汚職が主な原因であった。

2017 年 11 月現在、活動家のオーベン・マクセル(Oben Maxwell)は、南西州のブエア中央刑務所内で、依然として未決拘禁状態にあった。同氏は、違法な会合を行ったとして 2014 年に逮捕された。この事案は最初に軍事法廷で扱われたが、その後、ブエア第一審裁判所に委託され、進展はなかった。2017 年 10 月 30 日に、ヤウンデ軍事法廷は、公証人であったアブドゥライ・アリソウ(Abdoulaye Harissou)に、通達を怠ったとして禁固 3 年を言い渡した。同氏は既に刑期を務めて、2017 年 11 月 12 日に釈放された。軍事法廷は、この事案のもう 1

人の被告人である、野党カメルーン救済愛国運動(Patriotic Movement of the Cameroonian Salvation)の党首アブクバカル・サイディキ(Aboubakar Sidiki)に、禁固 25 年を言い渡した。同氏は軍事法廷の判決に上訴した。アリソウ及びサイディキは、母国に対する敵意及び戦争兵器の不法所持で告発され、2014 年 8 月に逮捕されてからそれまでの間未決拘禁状態に置かれた。

e. 公正な公判の否定

独立した司法権は憲法及び法律の定めるところであるが、司法は大統領及び与党に支配されることが多かった。伝えられるところによれば、司法関係者は、たいていは政治的動機を理由に無実の人間を告発したり、私的な紛争を解決するために審理を遅延させたりした。当局は、裁判所命令を概ね執行したが、公的機関が判決の尊重を不本意とした事例が少なくとも 1 件あった。

裁判所制度は、司法省の従属下に置かれている。大統領は、憲法により「最高判事」でありそれゆえに司法権の「長」に指定されており、これによって、大統領は、司法府に対する法的認可の裁定人になっている。大統領は憲法規定により、法制度の独立性の保証人である。大統領は、高等司法審議会の助言を受けて、全ての判事を任命する。大統領は 2017 年を通じて、軍法典を発動し、英語圏の活動家に対する、軍事法廷に係属している訴訟の中止を命令した。これには、裁判所がこれまでに保釈を棄却した個人が含まれる。事案を審理する判事は、憲法規定に従って、法律及びその良心にのみ準拠すべきであるが、判事が司法相又は軍事法廷を担当する大臣の従属下に置かれることもある。特別刑事裁判所(Special Criminal Court)は、横領罪で告発された金銭の返金を申し出る被告に対する告訴を取り下げる前に、司法相の承認を得なければならない。司法府の行政及び立法府からの部分的独立にもかかわらず、最高裁判所長を含め、裁判官及び司法府の法務部門の構成員は、全て大統領によって任命され、大統領はその意思で更迭することができる。

法制度には、制定法及び慣習法が組み込まれており、刑事訴訟及び民事訴訟の多くは、このいずれかを用いて審理されることが許されている。刑事訴訟は、概ね、制定法裁判所で審理された。

慣習法裁判所は、継承事案、相続事案及び子どもの監護権事案等の、家庭事案を解決する主な手段として機能した。慣習法裁判所は、民事訴訟において、両当事者の同意がある場合にのみ裁判権を行使することができる。いずれの当事者も、慣習法裁判所の不利な判決を制定法裁判所に上訴する権利を与えられている。

魔女容疑を伴う慣習法裁判所の有罪判決は、自動的に、第一審裁判所として機能する制定法裁判所に移管される。

慣習法は、「自然的正義、衡平法及び善意に矛盾」しない場合にのみ、有効とみなされるが、農村地域の国民の多くは、民法上の自らの権利に対する認識が依然としてなく、慣習法に従わなければならないと教わっていた。慣習法における平等な権利と地位に関する規定は不十分であり、男性は、相続及び雇用に関する女性の権利を制限することができる。農村地域で実践される慣習法は、支配的な民族集団の伝統が基本になっており、その集団の伝統的権限によって裁定される。一部の伝統的法制度は、妻を夫の法的財産とみなしている。

軍事法廷は、以下等、即ち、民間人が軍事施設内で行った犯罪、テロ行為及び海賊行為等の国家安全保障に対するその他の脅威に関連する犯罪、開運運航及び石油プラットフォームの安全を脅かす違法行為、規制法で有効と定義付けられている軍需品又は軍の記章の購入、輸入、販売、生産、配布又は所有に関連する犯罪、市民暴動又は組織的な武装暴力を伴う事案及び、暴力集団犯罪、強盗行為及び路上強盗を含む銃器を使って行われる犯罪を含む犯罪に対しては、民間人に司法権を行使することができる。

裁判手続

不当な遅延のない、被告人を無罪と推定する公正且つ公開性の審理を受ける権利は、憲法及び法律の定めるところであるが、当局はこの法律を尊重しないことがあった。被告人は、無償の通訳の支援を得て、速やかに且つ詳細に罪状を伝えられる権利を有する。裁判前の容疑者の多くは、有罪判決を受けたかのように扱われた。被告人は、出廷して自身が選択した弁護士と協議する権利を与えられているが、ボコ・ハラムの支援容疑事案では、政府は多数の事案においてこの権利を尊重しなかった。被告人が自身で法的防御の費用を払えない場合は、裁判所は公費で弁護士を任命することができるが、プロセスは煩雑で時間がかかることが多かった。当局は、被告が証人に尋問すること及び、自身のために証人及び証拠を提出することを概ね許可した。被告は、抗弁を準備する十分な時間及び施設に対する権利及び、証言又は有罪の自白を強制されない権利を有する。被告は有罪判決に上訴することができる。この権利は、法律により全ての国民に及ぶが、ボコ・ハラムへの加盟容疑事案では、全ての国民に及ばないことがあった。

ボコ・ハラムへの連座容疑を受ける個人又は、国家安全保障を損なう可能性があると思なされる個人は全て、軍事法廷で裁かれ、法的扶助の質は、通常、劣悪であった。政府は、弁護士費用として審理 1 件あたり 5,000CFA フラン(9.32 ドル)を支払って、複数の事案を見習い弁護士に委ねた。支払い手続きは煩雑であったため、弁護士はかかる事案を担当する

意欲を喪失した。2017 年 3 月 1 日に *L'Oeil du Sahel* に公表された聞き取り調査の中で、法廷弁護士のリチャード・ザヴィガンディ (Richard Dzavigandi) が述べたところによれば、一部の弁護士にとって、テロリスト容疑者を弁護することは、道徳に反するものであった。指定された弁護人はたいてい、事案ファイルの閲覧も依頼人との接見も許されなかった。法的扶助の劣悪さはこれが原因であった。カメルーン弁護士協会 (Cameroon Bar Association) の推計によれば、極北州マルア市の軍事法廷は、2016 年を通じて、およそ 200 件もの死刑判決を宣告した。このうち 114 件は、8 月から 12 月の間に言い渡された。軍事法廷による判決は、文民裁判所に上訴することが許されており、実際に上訴された。例えば、上訴裁判所は 2017 年 1 月 12 日に、軍事法廷が当初、テロ関連罪で死刑判決を言い渡したアバマット・マダム・アリファ (Abamat Madam Alifa) 及びゲム・アリ (Gueme Ali) に無罪判決を言い渡した。上訴裁判所も同じ日に、軍事法廷の判決を却下し、同法廷が当初死刑判決を言い渡した Damsa Dapsia Nadege Nadia に対する犯罪を覆した。カメルーンでは、1997 年以来、死刑執行は行われていない。

政治犯及び政治的理由に勾留された者

政治犯の正確な人数に関する統計データは入手できなかった。政治犯は、セキュリティの厳しい状況下で、たいていは、SED の施設内に拘禁された。伝えられるところによれば、DGRE の施設及びヤウンデの中央及び第一刑務所に収容された者もいたということである。政府は、事案によっては、かかる個人に対する接触を、定期的に又は全く許可しなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

国民及び組織は、行政手続き又は法制度を通じて、人権侵害に対する民事的救済措置を求める権利を有する。どちらの選択肢の場合も長期的な遅延が発生した。前年と異なり、労働問題に対する裁判所の判決を政府が遵守しなかったという報告はなかった。

個人及び組織は、国内での不利な判決を、州の人権擁護団体に訴え出ることができる。いずれも汚職罪で告発された Marafa Hamidou Yaya 及び Yves Michel Fotso は、恣意的な拘禁について、国連の作業部会と共に政府に対する不服申し立てを提出した。

財産の返還

政府はこの数年にわたり、インフラプロジェクトの実施に向けて、民間人が専有する又は使用する土地の収用を行った。政府は、強制退去者に対する速やかな再定住又は補償措置を怠り、これによって、街頭での抗議運動が数回にわたって発生した。腐敗した政府関係

者が、政府が補償金に割り当てた財源を横領した事例も少数あった。政府は 2016 年に、一部の犯罪者を特定し、提訴した。この事案は、2017 年 11 月時点で係属中であった。特定の集団を意図的に懲戒処分の対象にした報告はなかった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

私生活、家族関係、家庭生活又は通信に対する恣意的な干渉は憲法及び法律で禁じられているが、この権利は、「国益の向上」のために制限を受けており、信頼筋の複数の報告によれば、警察及び憲兵は民間人に嫌がらせを行い、令状を持たずに捜索を行ったということである。

警察官は法律により、犯罪容疑者の追跡を条件に、日中の時間帯は、令状なしで民家に侵入することを許されている。警察及び憲兵は、この規定を遵守しないことが多かった。警察官は、犯罪容疑者の追跡時にはいつでも、民家に侵入することが許されている。

知事又は県幹部職員等の行政当局は、近隣一帯の一斉検挙の実施許可を警察に与えることを許されており、これは実際に発生した。

警察及び憲兵は、近隣一帯を封鎖し、組織的な家宅捜索を行い、民間人を場合によっては恣意的に逮捕し、疑わしい又は違法な物品を押収することがあった。伝えられるところによれば、2017 年 3 月 18 日の早朝に、治安部隊は、北西州バメンダ市(Bamenda)のメタ地区、Azire 及び T ジャンクションの近隣一帯で包囲捜査強襲作戦を実施した。治安部隊は身分証明書を所持しない民間人を複数逮捕し、その身元を立証できるまで拘禁した。伝えられるところによれば、治安部隊は、逮捕者の一部を軍のトラックに乗せて、未公表の目的地に連行したということである。

複数の報告によれば、警察は、英語圏州において特に、電子機器を恣意的に没収し、返却しなかったということである。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 報道を含む表現の自由

報道機関に対して等の、表現の自由は法律の定めるところであるが、政府はこの権利を頻繁に制限した。

表現の自由： 政府関係者は、政府の方針を批判した又は政府の方針と食い違う見解を表明した個人又は組織を複数処罰した。政府を公然と又は私的に批判した個人は、頻繁に報復措置を受けた。演説を抑圧する目的で、公の場での抗議運動に対する許可又は政府への通知を義務付ける法律を政府が行使した事例がいくつかあった。市民社会及び政治組織の多くは、公開集会の主催許可を取得するのは次第に困難になりつつあると報告した。政府は、政治集会を監視する方法で、批判を抑制しようとした。伝えられるところによれば、政府当局は 2017 年 5 月に、ボコ・ハラムの冗談を理由に禁固 10 年を言い渡された学生 3 人の苦境を論じ合うためにアムネスティ・インターナショナルが計画したニュースカンファレンスを閉鎖したということである。

政府は、公私を問わず表現を統制する目的で、テロ撲滅法も利用した。ヤウンデの軍事法廷は、2017 年 4 月 24 日に、「テロ行為の非通告」及び「テロ行為の収益の洗浄」罪で、ラジオ・フランス・アンテルナショナル(Radio France International)(RFI)のハウサ語番組のジャーナリスト、アフメド・アッバ(Ahmed Abba)に禁固 10 年を言い渡した。当局は 2015 年に、ボコ・ハラムに協力して情報提供を行わなかったとして、極北州マウラ市内でアッバを逮捕した。上訴裁判所の判事は、「テロリズムの収益の洗浄」罪について無罪判決を下し、アッバは 29 ヶ月の獄中生活の末、2017 年 12 月 22 日に釈放された。しかし、判事は、「テロ行為の非通告」罪については同意し、アッバに禁固 24 ヶ月(未決勾留期間)と 5,500 万 CFA フラン(102,611 ドル)の罰金を言い渡した。

報道機関とメディアの自由： 民間の報道機関は活発で、多種多様な見解を表明したが、公にされたテロリズムに対する懸念、ボコ・ハラム撲滅戦及び英語圏 2 州における危機的状况もあって、編集権の独立についてはとりわけ制限が課された。ジャーナリストの報告によれば、特に、治安問題について政府を批判することによる報復措置を避けるために、自己検閲が習慣になっていた。

暴力及び嫌がらせ： 警察、憲兵及びその他の政府職員は、報道を理由に、何人ものジャーナリストを逮捕し、拘禁し、物理的に攻撃し、脅迫した。

国家人権・自由委員会(National Commission on Human Rights and Freedoms)及びジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists)(CPJ)の推定によれば、当局は、英語圏州における危機的状况の報道に関連して、少なくとも 8 人のジャーナリストを逮捕した。2017 年 2 月 9 日には、サン紙(The Sun)の政治ジャーナリスト、Atia Tilarious Azohnwi 及び、ガーディアン・ポスト紙(The Guardian Post)の支局長、Amos Fofung が治安部隊によって逮捕された。いずれも、不起訴で 8 月に釈放された。2017 年 1 月に、政府に批判的な報道を理由に逮捕されたティム・フィニアン(Tim Finnian)及びハンス・アチョバ(Hans Achomba)は、55 人の被

拘禁者が釈放された 8 月 30 日の大統領令によって釈放された。

検閲又は内容的制限： 国家通信審議会(National Communication Council)(NCC)は、新聞編集ごとに編集長が署名入りの写し 2 部を、発行後 2 時間以内に検察庁(Prosecutor's Office)に寄託して検閲を受ける法的義務を、活字メディアに遵守させるようにする権限を与えられている。NCC から一時停止処分を受けたことがあるジャーナリスト及び報道機関は特に、自己検閲を習慣的に行った。NCC は 2017 年を通じて、数回にわたって警告及び一次停止を交付した。

NCC のピーター・エソカ(Peter Esoka)議長は、2017 年に数回にわたって、英語圏 2 州における分離活動及び連邦主義活動に関する記事の公表を差し控えるようジャーナリストに警告を与えた。2017 年 1 月 10 日に、極北州当局は、バメンダを拠点とする Hot Cocoa 94 FM Radio の建物を封鎖した。伝えられるところによれば、当局は、民衆の不服従を扇動したとして同ラジオ局を告発したということである。CPIJ の報告によれば、同ラジオ局は、危機的状況が続く間は特に、慎重な配慮を要する問題を客観的に報道するという条件付きで、48 時間以内に放送再開を許可された。Epervier Plus 及びその編集長は、県幹部職員が関与した横領容疑を公表したとして、6 ヶ月間の一時停止処分を受けた。

名誉棄損法： 報道の自由は、厳格な名誉棄損法による制約もある。これらの法律は、政府に対し、その独断と原告の要求によって、名誉棄損の民事訴訟を刑事罰の対象とする、若しくは大統領及び他の政府高官職員に対する誹謗容疑の場合には名誉棄損の刑事訴訟を起こす権限を与えている。名誉棄損犯罪は、禁固刑若しくは高額な罰金によって罰することができる。この名誉棄損法は、被告人側に立証責任を課している。政府の主張によれば、名誉棄損法は、名誉棄損によって評判が恒久的に損なわれる可能性から国民を防御することを意図したものである。伝えられるところによれば、政府職員及び公人は、誹謗中傷を禁じる法律を利用しては、公の場の討議を制限したということである。2017 年 2 月 22 日には、ル・ディタンテ・リブル(La Detente Libre)の編集長、ルイス・メジョ(Medjo Lewis)が警察に逮捕された。西部州のバフーサム(Bafoussam)高等裁判所はその後、名誉棄損罪で同氏に禁固 2 年及び 1,000 万 CFA フラン(18,656 ドル)の罰金を言い渡した。ルイスは 2017 年 9 月に、早期釈放を付与された。

インターネットの自由

政府は、2017 年 1 月 17 日から 4 月 20 日にかけて、南西州及び北西州においてインターネットアクセスを遮断した。2017 年 1 月 17 日に、南アフリカの MTN 及びフランスのオランジュ(Orange)を含む国内 4 社の携帯電話会社は、両州の加入者に対し、「管理が及ばない」

理由によりインターネットサービスが利用できなくなると伝えた。電気通信相は 2017 年 3 月後半に、インターネットの停止は当局の命令であることを認めた。政府当局の主張によれば、政府は英語圏州における危機的状況を平和と国家統一に対する脅威と捉えており、この遮断は、この状況に関する印象及び誤報の伝搬を制限するための取組みだということであった。グローバルネットワークイニシアティブ(Global Network Initiative)は 2017 年 1 月に、インターネットに対する制限について深い懸念を表明し、この制限を速やかに撤廃するよう政府に促す声明を公表した。

複数の市民社会団体の報告によれば、南西州及び北西州内の特定の場所を新たに標的にした 2017 年 9 月 22 日以降のインターネット遮断及び、その後 10 月 1 日にこの英語圏州で発生した大規模な抗議運動について報告した。政府は公式発表を通じて、政府が必要とみなす場合は、インターネットアクセスを再度遮断する意思があることを示唆した。国連人権高等弁務官事務所は 2017 年 10 月に、カメルーンの英語圏州内の緊張状態に対する懸念を示し、インターネットアクセスの遮断を中止するなどの方法で、表現の自由に対する権利の行使を国民に許可するべきであると述べた。

国際電気通信連合(International Telecommunication Union)の推計によれば、2016 年におけるインターネットの使用率は全国民の 25 パーセントであった。

学問の自由及び文化的催し

学問の自由又は文化的催しに関する法的制限事項はないが、国家安全保障の情報提供者が大学のキャンパスで引き続き活動していると伝えられている。政府によるカリキュラムの検閲、教授法、論文又は研究を理由とする大学職員の制裁処分、学問のための海外渡航又は交流の制限、教員に対する自己検閲の強制又は、政治的所属を根拠とする教員人事への介入計画に関する報告はなかったが、治安当局者が学生の課外活動を妨害した報告が少数あった。

b. 平和的集会及び結社の自由

政府は、平和的集会及び結社の自由を制限した。

平和的集会の自由

平和的集会の自由は法律の定めるところであるが、政府はこの権利を頻繁に制限した。この法律では、市民集会、抗議デモ及び行進の主催者に対して、事前に当局者に届けるよう

求めているが、市民集会に対する事前の政府承認を必要とはしておらず、また政府に対して、事前承認がない市民集会を差し止める権限を与えてはいない。しかしながら、政府職員は、法律によって暗黙のうちに市民集会に許可を与える若しくは与えないことを決定する権限が政府にあると日常的に主張した。政府は、これまで許可書を交付したことがない集会については、たいてい、許可の付与を拒否し、武力を行使して集会を抑圧した。当局は、集会を阻止する決定の根拠として、「治安上の懸念」をよく引き合いに出した。政府は、市民社会団体及び政党が記者会見を行うことも妨害した。2017 年を通じて、警察及び憲兵は、国民、労働組合及び政治活動家が行おうとした会合及び抗議デモを強制的に妨害した。

2017 年 3 月 4 日に、リトラル州の州都ドゥアラ(Douala)第 V 区の県職員(DO)は、野党の社会民主戦線(Social Democratic Front party)が「Carrefour Le Pauvre」の交差点で開催を計画した会合及び大会を禁止した。会合及び大会の終了後に特定の順路に沿って行進が行われる予定であった。DO は、この催しは社会秩序を妨害する可能性があるとして述べた。伝えられるところによれば、当局は 2017 年 3 月 4 日に、予定された集合場所周囲に、警察及び憲兵隊の機動隊車両を配備した他、武装した憲兵及び警察官を配置した。治安部隊は、大会の予定進路に沿ってバリケードを張り巡らした。当局は 4 日の早朝の時間帯に、ドゥアラ市の Ndogpassi 近隣にある DO の住居の周囲にも中隊を配備した。

当局は 2017 年 5 月に、アムネスティ・インターナショナル及び NGO のニュー・ヒューマンライツ(New Human Rights)(NDH)による記者会見を含む、ヤウンデ市内での開催が予定されていた 2 つの催しを禁止した。アムネスティ・インターナショナルの記者会見の目的は、ショートメッセージサービスを介してボコ・ハラムについて冗談を交わしたとして、軍事法廷から禁固 10 年を言い渡された学生 3 人を釈放するようビヤ大統領に要請する書簡及び陳情書の内容を伝達することであった。当日の早朝に、制服及び私服姿の治安職員 12 人がこの集会の会場に侵入し、ホテルの職員に会議ホールを封鎖するよう要請した。NDH の記者会見の目的は、「カメルーンにおける人権及びテロリズムとの闘い」という主題に焦点を当てることであった。DO は、この催しは社会秩序を混乱させる可能性があるとして主張した。カメルーン政治ジャーナリストクラブ(Cameroon Political Journalists Club)は、2017 年 8 月に予定されていた、第 9 回月次政治カフェ(Cafe Politique)の開催を許されなかった。このカフェには、米国民民主党国際研究所(National Democratic Institute)の代表を迎える予定であった。ヤウンデ市の DO は、この会見は社会秩序及び平和を混乱させるものになると主張した。

結社の自由

結社の自由は憲法及び法律の定めるところであるが、法律はこの権利に対する制限も設けている。地域行政・地方分権省(Ministry of Territorial Administration and Decentralization)は県

幹部職員の勧告に基づいて、当該結社は社会秩序を乱すものであることを理由に、3 ヶ月間にわたって結社を一時的に停止することができる。同相は、国家安全保障に対する脅威とみなされる場合は、結社を解散させることもできる。国内結社は、書面で同省に所信を述べる方法で法的地位を取得することができるが、外国の結社及び宗教集団は、同省に明示的に登録しなければならない。これを行わない場合は、かかる結社を結成又は運営する個人は、法律により多額の罰金を科される。憲法、法律及び道德規範に反する目標を支持する組織及び、安全保障、領土の保全、国の結束、国家統一又は、国家の共和政体に異議を唱える目標掲げる組織は、法律で非合法化される。

政党、NGO 若しくは結社に対する認定条件は煩雑で、長期的な遅延を伴い且つ、不平等に実施された。これにより、結社は法的に不確かな状態で運営され、その活動は許容されているものの正式には承認されなかった。

地方行政・地方分権相は 2017 年 1 月 17 日に、南カメルーン国民会議(Southern Cameroons National Council)及び、カメルーン英語圏市民社会共同体(Cameroon Anglophone Civil Society Consortium)を非合法化し、いずれかの団体又はこれに同調するいかなる個人による活動、会合及び抗議デモも全て正式に禁止した。同相は、上記の組織の目的及び活動は憲法に反するものであり、国家安全保障、領土の保全、国の結束及び国家統一を損なう可能性があるものだと述べた。

c. 信教の自由

www.state.gov/religiousfreedomreport/にて、国務省の国際的宗教の自由に関する報告書(International Religious Freedom Report)を参照のこと。

d. 移動の自由

国内移動、海外渡航、移住及び本国帰還の自由は憲法及び法律の定めるところであるが、政府は上記の権利を制限することがあった。政府は国連難民高等弁務官事務所(Office of the UN High Commissioner for Refugees)(UNHCR)及びその他の人道組織と緊密に協力して、国内避難民(IDP)、難民、庇護希望者、無国籍者及びその他の憂慮される人々に保護及び支援を提供した。

国内移動： 警察及び憲兵は、街や多くの幹線道路の道路封鎖地点や検問所で賄賂を巻き上げ、旅行者に嫌がらせを行った。警察は頻繁に旅行者を呼び止め、治安対策及び移民規制措置として身分証明書類、車両登録、及び納税証明書を確認している。当局は 2017 年 9

月 29 日から 10 月 5 日にかけて、英語圏 2 州において、県内の陸地及び海上の境界線を封鎖し、県内外への移動を禁止し、場合によっては、10 月 1 日の外出を禁止することもあった。

国内避難民(IDP)

ナイジェリアとの国境沿いの一部の村落では、ボコ・ハラムによる頻繁な攻撃を理由に、数千人もの住民が自宅から避難して極北州の複数都市に逃れた。国際移民機関(International Organization for Migration)の極北州に関する第 11 次強制避難状況追跡報告書(Displacement Tracking Matrix Round 11)の指摘によれば、総強制避難者は、IDP の 241,987 人、未登録難民の 29,337 人及び帰還者の 63,692 人を含む 335,016 人であった。IDP のうち 92 パーセントは、ボコ・ハラムとの紛争を理由に強制避難し、残りの 8 パーセントは、洪水及びその他の気候要因を理由に強制避難したということである。

難民の保護

強制送還： UNHCR 及び複数の NGO の報告によれば、極北州の当局がボコ・ハラム撲滅に向けた治安対策を講じてから 2017 年 12 月までの強制送還事案は 4,000 件を上まわった。多くはナイジェリア人であった。UNHCR は 2017 年 2 月 23 日の報道発表の中で、庇護申請者 313 人を含むナイジェリア人 517 人の強制追放に対する懸念を表明していた。通信相は 2017 年 3 月 23 日の記者会見の中で、強制送還の疑いを全面的に否定したが、同相は、マヨー＝サヴァ県(Mayo Sava)内の複数個所からナイジェリアのボルノ州(Borno)バンキ(Banki)まで、政府が難民を送り届けたことは認めた。同相によると、この作戦は、ナイジェリア当局、特に、国家緊急事態管理庁(National Emergencies Management Agency)とボルノ州の緊急事態管理庁の同意の下に行われた。UNHCR の報告によれば、2017 年 6 月 27 日にも、強制送還されたとされるナイジェリア人難民 887 人がバンキに到着した。

庇護を受ける機会： 庇護又は難民の地位の付与は法律の定めるところであり、政府は難民保護制度を確立した。UNHCR は難民に対する書類発行及び支援を相次いで行った。UNHCR 及び政府は、難民の生体認証及び登録を相次いで実施した。これには、難民キャンプの居住者でない者も含まれる。しかし、地方自治体はこの書類を正式なものとして認定しないことがあり、これによって、難民は移動及び実務活動に従事することを阻害された。カメルーン政府が中央アフリカ共和国(CAR)から受け入れた難民は、2017 年 11 月 30 日現在で 247,777 人に上った。ナイジェリアからの難民は 90,728 人であった。カメルーン政府が受け入れた UNHCR の関心対象者は、2017 年 11 月 30 日時点で 652,967 人であった。

基本的サービスの利用機会： 難民の多くは、保健医療、教育及び限られた雇用機会を利用することができた。上記のサービスの利用機会は、難民の居住場所によってばらつきが見られ、難民キャンプに居住する難民は人道組織から支援を得たのに対し、受入れコミュニティに居住する難民は支援を受けるのが困難であった。

恒久的解決： UNHCR とカメルーン政府及びナイジェリア政府は 2017 年 3 月 2 日に、自主帰還に関する三者協定を締結した。三者委員会は 2017 年 8 月 10 日に、第一回会合を行い、技術作業部会に、「ナイジェリア人難民の安全で尊厳のあるカメルーンからの自主帰還及び持続可能な再統合を確保するための」予定表及び手続きを設定するよう命令した。2017 年 4 月から 6 月までの間にカメルーンからナイジェリアのバンキに帰還したナイジェリア人難民の数は、15,036 人に達した。ナイジェリア入国管理局(Nigerian Immigration Service)(NIS)も、2017 年 1 月から 3 月までに上記より早くバンキに帰還していた 5,224 人を登録した。UNHCR によれば、NIS が 2017 年 1 月から 6 月までに登録した帰還者は 20,260 人に上ったということであるが、複数の監視団及び NGO は、2017 年 11 月時点で、この協定は完全に実施されておらず、カメルーンはナイジェリア人難民の強制送還を相次いで行ったと引き続き報告した。

一時的保護： 政府は、2017 年を通じて、難民資格が受けられない個人に一時的な非公式の保護を提供し、CAR における武力抗争から逃れた第三国の国民を含む数百人にもこの保護を拡大したが、この多くは、正式な地位がなく、サービス又は支援を受ける機会を利用できなかったため、嫌がらせ及びその他の虐待を受けることになった。

第 3 節 政治的権利の尊重：自らの政府を交代させる権利

国民は、法律の規定により、非公開投票によって行われ、普遍的且つ平等な参政権に基づく自由且つ公正な定期的選挙において、自らの政府を選ぶことができるが、司法制度を含む政治的プロセスの重要側面は、ビヤ大統領及び与党であるカメルーン人民民主連合(CPDM)によって支配された。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙： CPDM は 2013 年に実施された 3 回の選挙において、社会民主戦線(Social Democratic Front)との熾烈な競争に直面した北西州を除き、最高得票数を獲得した。CPDM は、戦略的な選挙区の境界再設定、CPDM の選挙運動に向けた財源の利用、選挙運動期間中における野党の結党及び選挙演説の妨害及び、与党加盟に付随する特権により、国家機関において引き続き優勢を占めた。

カメルーンは 2013 年 9 月に、議会選挙及び地方選挙の同時選挙を行った。議会選挙には 29 の政党が参加し、地方選挙には 35 の政党が参加した。CPDM は国会議席 180 議席のうち 148 議席を獲得し、地方選挙では、地方議会の 360 議席中 305 議席を獲得し、2007 年の議会選挙と比べて、野党との差を若干広げる得票数を獲得した。大統領が委員を任命するカメルーン選挙委員会(Elections Cameroon)(ELECAM)は 2013 年のこの議会及び地方議会選挙に備えて、生体認証技術を使って新しい有権者名簿を作成し、投票所で提示しなければならない生体認証有権者身分証明書を発行した。地方自治体の投票所担当官の専門知識不足に起因する身分証明書の不均一な利用等の不正行為にもかかわらず、野党は、選挙結果を概ね受け入れた。高い投票率(登録有権者の 70 パーセント)及び ELECAM の選挙管理は、過去数回の選挙に対する大きな進歩とみなされた。

カメルーンは 2013 年 4 月に、第一回上院選挙を実施した。与党 CPDM は、選出された 70 議席中 54 議席を獲得した。大統領は憲法に従って、さらに 30 人の上院議員を追加任命した。選挙は平和的であり、概ね自由且つ公正であった。

ビヤ大統領が再選を果たした 2011 年の大統領選挙は、不正行為が際立つものだったが、多くの監視団は、国民の感情を反映した選挙と考えた。

政党及び政治的な参加： カメルーンには、300 の政党が登録されている。与党に加盟することは、重要な利益を複数得ることであった。これには、国有企業及び公務の要職への配属が含まれる。首相を含む全閣僚、一般的に CPDM の利益を代表する 10 州の各知事及び、州の 58 の行政機関の重要な下級職員は全て、大統領によって任命される。政府は、利益供与制度を支える従来の(主に選挙で選ばれない)指導者の給与を支払っている。

当局は、大会及び会合を行う許可を野党に与えないこともあった。

女性及び少数派の参加： 女性又は少数派集団が、男性又は非少数派の国民と同じ理由で、投票、出馬及び選挙管理委員の職務遂行又は、その他の政治生活への別段の参画を妨害されるような法律はない。法律の規定により、国民議会及び地方議会の立候補者一覧では、ジェンダーを含む、合憲性の社会学的要素を考慮に入れなければならないが、女性の政治参加者が男性より少ないのは、文化的要因及び伝統的要因が原因であった。政府の全レベルに女性の代表が存在する状況は依然として実現しなかったが、女性の政治的な参加には引き続き進歩が見られた。2013 年から 2018 年までの選挙期間を見ると、カウンスル・メイヤー 374 人の職位に占める女性の数は、2007 年から 2013 年の 23 人及び、2002 年から 2007 年の 10 人に比べて、26 人になった。62 の閣僚職に占める女性の数は 10 人で、行政指揮及

び治安／国防職務を含め、議会及び政府幹部職 280 議席に占める数は 76 人であった。

バカ族は、地方議会及び国民議会選挙に立候補者として参加したが、上院、国民議会又は議員より上位の地位に選出されることはなかった。

第 4 節 政府内における汚職及び透明性の欠如

法律では、公務員の汚職に対して刑罰が定められているが、これはほとんど執行されなかった。刑法では、利益誘導、禁止雇用への関与及び利益相反の不申告を含む様々な犯罪を汚職とみなしている。汚職の報告は、密告者を刑事訴訟の適用除外とする方法で奨励されている。公務員試験における汚職は、5 年以下の禁固刑、200 万 CFA フラン(3,731 ドル)以下の罰金又はその両方に処されるが、汚職は政府のあらゆるレベルで蔓延していた。政府は、注目を集めた事案に有効に取り組まないことがあり、公務員による汚職慣行は相次いで刑事免責の対象になった。司法府は独立した調査を自由に行った上で、汚職事案を訴追できないことがあった。国内の情報筋によれば、ボコ・ハラムとの戦闘という背景において、汚職に関連した非効率的な行為及び本来の目的からの財源の流用は、引き続き、国家安全保障の根本的脆弱性を示す要素であったということである。

汚職： 2006 年に、公金横領等の汚職撲滅に向けて発足したハイタカ作戦は、引き続き行われている。前年と同様に、裁判所は新たな汚職事案を審理し、係争中の事案に対する評決を交付した。2017 年を通じて、ヤウンデ市の車両所有者は、警察含む腐敗した市職員、通勤用ポケットタクシー及び駐車違反の罰金に関する苦情を何度も申し立てた。2017 年 3 月に、特別刑事裁判所(Special Criminal Court)(SCC)は、2015 年に亡命した前農業・農村開発相のラザル・エシミ・メニエ(Lazare Essimi Menye)に対する逮捕令状を交付した。エシミ・メニエは、10 億ドルを超える(187 万ドル)公金横領の共犯罪で告発された。2017 年 7 月 31 日には、12 ヶ月の未決拘禁を経て、カメルーンラジオ・テレビ局(Cameroon Radio Television)の元総裁の Amadou Vamoulke 及び他 2 人に対する訴追事案が SCC で開廷された。この第 1 回審問では、被告は無罪を主張した。判事はその後、2017 年 8 月 16 日に休廷した。予審判事は 2016 年 7 月に、100 億ドルを超える(1,870 万ドル)公金横領容疑で、Vamoulke を未決拘禁状態に置いた。

汚職で有罪判決を受けた公務員の一部は懲戒処分になったが、内部規律に対する脆弱な監視機能、説明責任及び執行メカニズムにより、金銭の支払いが継続された。伝えられるところによれば、警察及び司法関係者に賄賂を払えば、自由を確保できるということである。警察は、検問所で賄賂を要求し、伝えられるところによれば、有力者は警察に賄賂を払って、個人的な紛争相手を逮捕又は虐待させたということである。複数の報告によれば、移

住証明書及び身分証明書の交付に関わる一部の警察は、申請者から追加料金を徴収した。防衛担当特命大臣及び憲兵隊担当防衛庁長官は、汚職を含む倫理に反する慣行に関与した職員の調査及び処罰を任された。

資産公開： 憲法では、内閣閣僚などの政府高官に対して資産を公表するように求めている。しかしながら、この規定の施行に向けて可決された法律はこれまで施行されたことがなかった。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の複数の人権擁護団体は、人権侵害事案に関する調査及び調査結果の公表を行った。ここ数年と同様に、政府関係者は、構成員に対する嫌がらせ、収監者と面会する機会の制限、情報提供の拒絶及び、NGO 職員に対する暴力の脅しにより、多数の人権擁護 NGO の効果的機能を阻害した。人権擁護者及び活動家は、電話、テキストメッセージ及び電子メールを介して匿名の脅迫を受けた。政府は、かかる異常事態の調査又は防止に向けた措置を一切講じなかった。政府は、アムネスティ・インターナショナル及び国際危機グループ等の国際人権擁護団体からの報告を批判し、政府及び国軍の信頼を失墜させる意図で根拠のない非難を公表したことについて擁護団体を告発した。上記の制限にもかかわらず、独立した複数の国内人権擁護 NGO は、その能力の及ぶ限り活動を続けたが、多数の報告によれば、政府からの脅迫及び威嚇行為によって、国内で活動する能力は低減したということである。

中央アフリカ人権擁護団体ネットワーク(Network of Human Rights Defenders in Central Africa)(REDHAC)、NDH、マンデラセンター(Mandela Center)及び、国民の利益のための前線戦闘員(Front Line Fighters for Citizens' Interests)の構成員等の、人権活動家に対する威嚇行為、脅迫及び攻撃が数回にわたって報告された。例えば、REDHAC の最高責任者マキシミリエンヌ・ゴンベ(Maximilienne Ngo Mbe)は相次いで脅迫を受けた。脅迫は、英語圏州民及び活動家が 2016 年 11 月から行っており、多数の州民が逮捕及び恣意的に拘禁されている抗議運動に対する弾圧を REDHAC が公表した時点以降に増大した。NGO のマンデラセンターは 2017 年 8 月 28 日のリリースの中で、NDH の最高責任者は 2017 年 8 月 22 日に、アムネスティ・インターナショナルが送付した荷物を取り戻そうとした時に拉致されそうになったと主張した。この女性責任者は荷物を取り戻すことができず、中央州ムフンディ(Mfoundi)県の幹部職員はその翌日に、ヤウンデ第 I 警察署管轄区署長に、NDH に対するアムネスティ・インターナショナルの報告書の写し 20 部を押収し、命令に異議を唱える者を全て検事に引き渡すよう要請したということである。

政府の人権機関： 国家人権・自由委員会(National Commission on Human Rights and Freedoms)(NCHRF)は、人権の相談、監視、評価、対話、提携行動、促進及び保護を行うための、独立した政府系機関である。NCHRF は 1990 年の大統領令によって創設され、その後、2004 年法によって権限を強化されたものの、NCHRF の権限は制限されており、管轄当局に対する勧告のみを許可されている。同委員会は、人権環境に関する報告書を毎年公表しており、調査に携わり、教育を施し、NGO と連携して行動し、刑務所及び拘禁施設を視察訪問することができる。2017 年 9 月 30 日現在で、NCHRF は、2016 年に関する人権報告書を公表していなかった。NGO、市民社会及び一般国民は、限られた財源及び人権侵害者の責任を有効に問う能力の不足にもかかわらず、NCHRF を熱心で有効であるとみなした。同委員会に対する予算は、国家汚職防止委員会(National Anti-Corruption Commission)及び ELECAM 等の、これに匹敵する立場を有するほぼ全ての他の機関に比べて大幅に少なかった。

国民議会の憲法・人権と自由・司法・立法・規制・管理委員会(Constitutional Laws, Human Rights and Freedoms, Justice, Legislation, Regulations, and Administration Committee)は、財源に恵まれ、法案の合憲性を審査した。同委員会は、与党の法案をほぼ全面的に承認したが、与党のイニシアティブについては事実上調査しなかった。

第 6 節 差別，社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及び家庭内暴力： 法律では、男性及び女性の強姦を刑事罰の対象としており、有罪判決を受けた強姦犯は 5 年から 10 年の禁固刑を法の規定により課されるが、警察も裁判所も、特に、被害者が届け出ないことが多いことを理由に、強姦事案の調査又は起訴を行うことは稀であった。

家庭内暴力は法律により具体的に禁止されていないが、暴行は非合法化されており、禁固刑及び罰金刑の対象になる。

DGSN は国連ウィメンと連携して、強姦及びその他の形態のジェンダーに基づく暴力(GBV)の撲滅活動も行った。両組織は 2017 年 1 月 30 日から 3 月 31 日にかけて、極北州の警察官 250 人を対象に、女性及び子どもの権利保護に関する国内及び国際的法的枠組みについて、研修を行った。この研修を経て、ディアマレ(Diamare)、マヨ＝トザナガ(Mayo-Tsanaga)、マヨ＝サヴァ(Mayo-Sava)及びロゴー＝ヌ＝エ＝シャリ(Logone and Chari)のボコ・ハラムが活

動する 4 県にそれぞれ、「ジェンダーデスク」と称する特別部署が設立された。この部署の目的は、GBV の被害者に対する相談センターの役割を果たすことであった。

割礼／女性器の切除(FGM/C)： 個人の物理的及び身体的健全性は、法律によって保護されており、2016 年刑法では、全ての人民に対する割礼を非合法化している。ある個人の割礼を行う個人は誰であれ、10 年以上 20 年以下の禁固刑に処される。加害者がこの慣行を習慣的に実践している場合、商業目的で行う場合又は、この慣行が死亡に至る場合は、終身刑に処される。FGM/C は依然として問題であったが、その普及率は依然として低かった。前年と同様に、伝えられるところによれば、極北州、東部州及び南西州の孤立した地域及び、チョア族及びエジャガム(Ejagham)族の地域では、複数の子どもが FGM/C を受けたということであるが、この慣行は減少傾向にあった。詳細な情報については、data.unicef.org/resources/female-genital-mutilation-cutting-country-profiles/を参照。

その他の有害な伝統的慣行： 寡婦は、夫婦の住まい等の、夫が残した資産を引き続き継続使用を確保する目的で死去した夫の血縁者の 1 人と強制的に結婚させられることがあった。寡婦を含む女性を保護するために、政府は 2016 年刑法に、相手配偶者以外の個人による、夫婦の住まいからの一方の配偶者の強制退去に取り組む規定を複数組み込んだ。

セクシャルハラスメント： セクシャルハラスメントは法律で禁止されている。自身の地位によって付与される権限を悪用して、性的な接待を受けるために命令、脅迫、制約又は圧力を用いる嫌がらせを行う個人は全て、刑法の規定により、6 ヶ月以上 1 年以下の禁固刑及び、100,000 CFA フラン以上 100 万 CFA フラン以下(187 ドルから 1,865 ドル)の罰金に処される。被害者が未成年者である場合は、刑罰は 1 年以上 3 年以下の禁固刑になり、加害者が被害者の教育責任を有する場合は、3 年以上 5 年以下の禁固刑になる。上記の法規定にかかわらず、セクシャルハラスメントは広範囲に発生した。

人口制限の強要： 強制中絶、不本意な避妊治療又は、その他の強制的な人口抑制方法の報告はなかった。妊産婦死亡率及び避妊薬の普及に関する推計は、www.who.int/reproductivehealth/publications/monitoring/maternal-mortality2015/en/を参照。

差別： 男女の同等の法的地位及び権利は憲法の定めるところであるが、男性と同じ権利及び特権を女性が享受するための法律はなかった。市長を含む地方自治体職員は、女性は所属する選挙区内で土地を取得する権利を与えられていると主張したが、女性が、特に相続により土地を所有する権利を否定する社会文化的慣行全般は、ほぼ全ての州で広く浸透していた。

子ども

出生届： 市民権は両親から得られるものであり、出生を登録するのは両親の責任である。大勢の子供が正式な医療施設で出生していないため、多くの両親は地元行政府に届け出ることができず、よって多くの出生が登録されていない(データに関しては、UNICEF の複数指標クラスター調査を参照)。

教育： 無償の初等義務教育は法律の定めるところであるが、年齢制限は設定されていない。子どもは一般的に、12 歳で初等教育を修了することになっている。中等学校の生徒は、授業料に加え、制服や教科書を購入する料金も支払わなければならなかった。これによって、教育は多くの子どもにとって経済的に手が届かないものになった。

北西州及び南西州の教員及び生徒は、2017 年を通じて、英語圏の抗議運動の拡大の一貫として、授業を何度もボイコットした。極北州では、ボコ・ハラムとの戦闘によって、2016 学年度は多数の子どもにとって失われた年であった。カメルーン人民党の党幹部のプラットフォームである Stand Up For Cameroon、市民社会活動家及び関係した国民が 2017 年 8 月に述べたところによれば、ボコ・ハラムの紛争によって、学齢期児童およそ 114,000 人が IDP になった。

児童虐待： 複数の報告によれば、2017 年 1 月 1 日から 7 月 31 日までに、ボコ・ハラムは、女兒 55 人を含む 83 人の子どもを相次いで拉致し、「自爆者」として利用した。複数の報道によれば、子どもの強姦及び、身代金目当ての子どもの誘拐事案も複数発生したということである(追加データに関しては、UNICEF の複数指標クラスター調査を参照)。

治安部隊による子どもの虐待も問題であった。2017 年 3 月には、東部州のブンバー・ゴコ県(Boumba and Ngoko)において憲兵が自宅に押し入り 10 歳の女兒を強姦した。子どもの両親は憲兵隊旅団の司令官、中隊長及び DO に不服申し立てを提出したが、伝えられるところによれば、関係者は緊急措置を一切講じなかったということである。2017 年 3 月 27 日に、同県の軍事法廷において、検事はこの事案を、予備調査に向けて、東部州ベルトゥア(Bertoua)市に憲兵隊司令官に委ねた。容疑者及びその幫助者とみなされた個人は逮捕され、予備調査の終了までベルトゥア中央刑務所に拘禁された。伝えられるところによれば、政府弁務官は 2017 年 9 月 19 日に、ベルトゥア軍事法廷において、両者の釈放を命令したということであり、2017 年 11 月時点で、釈放の理由に関する情報は一切公表されなかった。伝えられるところによれば、容疑者は釈放後、被害者の家族に報復の脅しを行ったということである。

早婚及び強制婚： 法定最低婚姻年齢は 18 歳である。相手に婚姻を強制する個人は全て、法律により、5 年以上 10 年以下の禁固刑及び 25,000CFA フラン(47 ドル)以上 1,000,000CFA フラン(1,865 ドル)以下の罰金に処される。被害者が未成年者の場合は、状況の緩和に関係なく、刑罰は 2 年以上の禁固刑になる可能性がある。裁判所は、未成年者の子どもを結婚させる親から監護権を剥奪することができる。上記の法規定にもかかわらず、伝えられるところによれば、一部の家族は 18 歳未満の女兒を結婚させようとした(データに関しては、UNICEF のウェブサイトを参照)。

子どもの性的搾取： 子どもの営利目的の性的搾取及び、児童ポルノに関係する慣行は法律で禁じられているが、有罪判決には脅迫、不正行為、欺瞞、武力又はその他の形態の強要を行使した証拠が不可欠である。刑罰には、10 年以上 20 年以下の禁固刑及び 100,000CFA フラン以上 1,000 万 CFA フラン以下(187 ドル以上 18,656 ドル以下)の罰金などがある。合意による性行為の最低年齢に対する法規定はない。特に、レストラン及びバーのプロモーターによる 18 歳未満の子どもの売春による搾取が発生したが、統計データは入手できなかった。

児童兵： 政府は児童兵を徴用又は使用しなかったが、ボコ・ハラムは、民間及び軍の標的の攻撃に、女兒を含め複数の児童兵を利用し続けた。極北州の一部の自警団が、ボコ・ハラムとの戦闘に備えて、子どもを自警団に参加させた報告が少数あった。例えば、少年兵国際協会(Child Soldiers International)の報告によれば、アムシド(Amchide)、フォートコル(Fotokol)、コロファタ(Kolofata)及びマウラでは自警団による子どもの利用が発生した。この NGO が詳しく述べたところによれば、子どものお大半は 15 歳から 17 歳で、自警団員の 10 パーセントを占めるということである。同州で活動する国連機関及び NGO は、この人数を確認できなかった。

子どもの避難民： 国際移民機関の第 11 次強制避難状況追跡報告書の推計によれば、IDP 及び難民の 67 パーセントが子どもであるということである。子どもの多くは大都市中心部の路上で暮らしているが、その人数は、ボコ・ハラムに対する厳重な治安対策及び路上生活者を非合法化する刑法改正により減少傾向にある。

国際的な子の奪取： カメルーンは、1980 年の国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約の締約国ではない。travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html にて、国務省の国際的な親による子の奪取に関する年次報告書を参照。

反ユダヤ主義

ユダヤ人コミュニティは極めて小規模であり、反ユダヤ主義的行為の報告はなかった。

人身売買

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/にて、国務省の人身売買に関する報告書(Trafficking in Persons Report)を参照のこと。

障害者

身体障害者、知覚障害者、知的障害者及び精神障害者に対する差別に特定して取り組む法律はないが、憲法では、「全ての人民は平等な権利及び義務を有する」という条件の下に、あらゆる形態の差別を禁止している。障害者及び障害者の親から生まれた子どもに対しては、中等教育は無償であり、初期職業訓練、医療、雇用が「極力」与えられ、公的支援が「必要時に」提供されなければならない。

障害児の大多数は、学校に通っていた。南西州ブエア市にあるカメルーン教育大学のカリキュラムが改正され、聴覚障害者、視覚障害者及び発達障害者に特に教育を施すための包摂的教授法の訓練が組み込まれた。政府は、全国規模での包摂的教育の導入を目指した。

国籍／人種／民族的少数派

国民はおよそ 286 の民族集団で構成される。大統領の出自である南部州の Beti/Bulu 民族グループのメンバーは、政府、国営企業、治安部隊及び CPDM において重要な地位を占め、突出して代表を務めている。

先住民族

バコラ族(Bakola)及びバジェリ(ピグミー)を含む推定 5 万人から 10 万人のバカ族は、主として南部州及び東部州の森林地帯に居住している(また知られているうちで最古の住民である)。政府は、どちらのグループについても、市民権及び政治的権利を事実上保護しなかった。他の民族グループはバカ族を劣等民族として扱うことが多く、時には彼らに不公平で搾取的な労働慣行をさせている。信頼筋の報告によれば、大多数が北部州、東部州、アダマワ州及び北西州に居住する移動遊牧民のボロロ(Mbororo)族は、嫌がらせの対象にされた。行政又は司法当局が関与することもあった。

政府は、バカ族に対する出生証明書及び身分証明書の提供に向けて、長期的な努力を続け

ている。バカ族の多くは上記の書類を交付されていなかった。バカ族に手を差し伸べる努力は、森の奥地にあるバカ族の住居に到達する際の障害によって頓挫した。

性的指向及び性同一性に基づく社会的虐待、差別、及び暴力行為

合意に基づく同性間の性行為は違法行為であり、6 カ月以上 5 年以下の禁固刑及び 2 万 CFA フラン以上 20 万 CFA フラン以下(37 ドル以上 373 ドル以下)の罰金によって罰せられる。

カメルーンエイズ財団(Cameroonian Foundation for AIDS)(CAMFAIDS)、ヒューマニティ・ファースト・カメルーン(Humanity First Cameroon)、オルターナティブ・カメルーン(Alternatives Cameroun)、LGBTI とその擁護者の権利の全国監視団(National Observatory of the Rights of LGBTI Persons and Their Defenders)等の、レズビアン、ゲイ、両性愛者、性同一性障害者及び半陰陽障害者(LGBTI)の権利擁護団体の報告によれば、LGBTI の人々が逮捕される事案が数例発生した。LGBTI の人々は、電話、テキストメッセージ及び電子メールを介して、「矯正のための」レイプ等の匿名による脅迫を受けたが、当局は、嫌がらせの申立てを調査しなかった。LGBTI の人々の代理人であることを理由に脅迫を受けた弁護士から保護強化の要請に対しては、警察は概ね対応しなかった。伝えられるところによれば、警察及び住民は、事実を暴露すると脅して、LGBTI と思われる個人から金銭を恐喝したということである。

ヒューマニティ・ファースト・カメルーン及びオルターナティブ・カメルーンは 2017 年に関する共同年次報告書の中で、ヤウンデ市のコンデングイ中央刑務所には、同性愛者であることを理由に、8 人の LGBTI が収監されていると主張した。両 NGO は、恣意的逮捕事案 27 件を含む、同性愛に関連するその他の人権侵害事案 578 件も記録していた。

警察は、2017 年 8 月 11 日に、「同性愛行為の助長」を理由に、CAMFAIDS の代表を DGSN に召喚した。警察は 8 月 16 日に、CAMFAIDS の構成員 4 人の取調べを行った。警察は、この擁護団体の法的地位及び資金源に関する質問を行った一方、構成員のリスト及び同様の組織のリストも要求した。

LGBTI の人々の中には、出生届及びその他の身分証明書を容易に取得できない者もいた。書類交付部門の職員は、身体的特徴がその出生証明書と一致しない個人に対する身分証明書の発行を拒絶した。

ジョンズ・ホプキンス大学(Johns Hopkins University)、Metabiota Cameroon 及びケア USA(Care USA)は 2016 年に、国家エイズ対策連携協議会(National AIDS Coordinating Council)と協力し

て、ゲイ男性に対する統合的生物学的・行動調査(Biological and Behavioral Survey)を実施した。この調査では、1,323 人の男性標本が用いられた。2017 年 3 月に公表された暫定報告書では、特に、逮捕者の 14.7 パーセントが同性愛者であることを理由に逮捕されたことが示された(詳細な情報については、jhu.pure.elsevier.com を参照)。

複数の人権擁護団体及び保健団体は、訴追された LGBTI の人々を弁護し、HIV／エイズイニシアティブを推進し、同性愛行為を非合法化する法律の改正に取り組むという形で、LGBTI コミュニティを引き続き擁護した。上記の活動を実施した組織は、正式な登録を確保する上で障害に直面した他、嫌がらせを受けても警察からほとんど或いは全く対応してもらえなかった。

HIV／エイズに対する社会的な名誉

HIV／エイズの罹患者は、たいてい、社会的差別の対象になり、社会的な名誉及びこの病気に関する教育の不足に起因して、家族及び社会から孤立した。

ここ数年と異なり、雇用における差別の具体的な事案の信頼筋による報告はなかった。

その他の社会暴力又は差別

2017 年を通じて、自警団による活動及びその他の攻撃事案が数件報告された。

公共財産及び私有財産両方の破壊を伴う放火攻撃も数件報告された。2017 年 3 月 30 日には、南西州リンベ(Limbe)市のオールドマーケットが身元不詳の複数個人に放火される事件が起きた。火は 4 時間にわたって燃え続け、少なくとも 5 店舗が焼失した。

魔女は、法律の規定により、2 年以上 10 年以下の禁固刑及び、5,000 CFA フラン以上 100,000 CFA フラン以下(9 ドル以上 187 ドル以下)の罰金に処される。2017 年を通じて、魔女容疑による逮捕又は審理の報告はなかった。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

独立した組合を結成する権利及びこれに加入する労働者の権利、団体交渉を行う労働者の権利及び合法的ストライキを決行する労働者の権利は法律の定めるところである。法律で

は、反組合的差別を非合法化しており、組合活動を理由に解雇された労働者の復職を義務付けている。上記の権利は、制定法上の制限及びその他の慣行によって、著しく制限された。法律では、公的部門と民間部門双方の労働者を含む組合の結成、若しくはたとえ密接に関連するものであっても異なる部門を含む組合の結成を認めていない。法律は、組合が政府に登録することを求めており、規約及び付属定款の提出により、20名以上の労働者グループが組合を組織することを許可している。創立メンバーは警察に前科が記録されていなければならない。登録なしに組合を結成し組合活動を実行した労働者に対しては、法律で懲役刑と多額の罰金が定められている。労働組合若しくは公務員の事業者団体は、「市民の自由を監視する」責任がある省庁から事前の承認を受けずに、外国の職業組織若しくは労働組織に参加することはできない。

憲法及び法律では、労働者と経営側との間の、さらに経済の各部門における労働連盟とビジネス協会の間の団体交渉について定められている。法律は、労働力の大半を含む、農業部門やその他非公式部門については適用されない。

合法的ストライキ又はロックアウトは、仲裁及び調停手続きが一通り行われた上で初めて呼びかけることができる。合法的ストライキの実施手順を無視した労働者は、解雇されるか罰金を課せられる。ストライキ前に、労働者は地方自治体レベル、州レベル及び省レベルにおいて労働社会保障省(Ministry of Labor and Social Security)の調停を求めなければならない。この3つのレベル全てにおいて調停が失敗した場合のみ、労働者は正式にストライキ通知を発行し、その後ストライキを行うことができる。人々にストライキを認めているこの法律の条項は、公務員、刑務所制度の職員若しくは、警察、憲兵隊及び軍職員など国家治安を担当する労働者には適用されない。公務員は、ストライキではなく、労働社会保障相の他、該当部門の大臣と自分たちの不満について直接交渉することが求められている。調停の決定には法的拘束力があるが、一方の当事者が協力を拒否する場合は、法的強制力が無効になることが多かった。

反組合的差別で有罪判決を受けた雇用主は、およそ 100 万 CFA フラン(1,866 ドル)以下の罰金刑に処される。

工業自由地帯(Free Industrial Zone)は労働法の対象だが、生産性によって給与を決定する雇用主側の権利、労働契約の自由交渉及び、外国人労働者に対する労働許可の自動発行の条項は除かれる。

政府も雇用主も、実際には、結社の自由及び団体交渉権に関する準拠法を事実上施行しなかった。法律違反に対する刑罰はほとんど執行されず、抑止手段としての効果はなかった。

行政及び司法上の手続きはめったに実施されず、長期にわたって遅延されたり、上訴の対象になったりした。政府及び雇用主は、労働者の組織の機能に頻繁に干渉した。政府は、選任された組合幹部の障害になる程度まで、代表権のない組合幹部と結託することがあった。雇用主は、また一方で、団体交渉権を有する労働者の雇用を避ける意図で、下請け契約等の雇用方法を頻繁に利用した。組合メンバーをブラックリストに載せる、不当解雇、雇用者が支配する組合の結成及び、組合結成を行おうとする労働者に対する脅迫は、日常茶飯事であった。

新規の労働組合は登録の機会を容易に得られなかった。新たに結成されたリトラル州ヴーリ(Wouri)県の民間警備労働者組合(Private Security Workers Union)の幹部は、2017年7月30日付の書簡の中で、労働組合登記官(Registrar of Trade Unions)に、2016年4月に組織を結成したことを通知し、同時に、カメルーン労働者組合連盟(Confederation of Workers' Unions of Cameroon)(CSTC)への加入を要請した。登記官は提供された書類の真正性を確認するための時間をさらに要求した。

現在、100を超える労働組合及び、公共部門の総連合1つを含む12の労働組合総連合が活動している。

政府は、CSTCの元幹部との協力関係を継続する方法で、2015年に選任されたCSTCの統率力を徐々に低下させた。元最高幹部のJean Marie Zambo Amougouは、使用を即刻停止することを命じる2017年1月17日の判決に反して、「CSTCの総裁」の肩書を引き続き使った。労働社会保障相は、CSTCから何度も苦情を受けたにもかかわらず、Zambo Amougouを引き続きCSTCの正式な代表とみなし、同氏を会合に招き、CSTCの書簡を全て同氏に送付した。この結果、CSTCの法的最高幹部であるAndre Moussi Nolla及び新任幹部は弱体化した。同相は、Zambo Amougou、Tsoungui Fideline Christelle、Beyala Jule Dalamard、Nintcheu Walla Charles、Malloum Lamine 及び Hamadou Nassourou のCSTCの元経営陣全員を、2017年6月5日から16日にジュネーブで行われる第106回国際労働会議のカメルーン代表団の労働者代表にも任命した。CSTCの新任幹部は、国際労働機関の信任状委員会に宛てた2017年5月31日の書簡の中で、この代表の参加に対する抗議を試みたが、この試みは不成功に終わった。

複数の労働組合員の報告によれば、2016年時点で、Fokou 社、Afrique Construction 社、Eco-Marche 社及び Quifferou 社等の民間企業の役員は、労働組合の結成を禁止した又はその他の方法で組合活動を阻害したということである。例えば、ティコ(Tiko)(南西州)のドゥアラ II、IV 及び V を拠点とする企業の中には、組合に加入する労働者の給与の1パーセントを積み立てたが、この積立金を労働組合に渡さなかったものもあれば、当初は労働者の組

合結成に反対したが、考え直して、従業員に組合への加入を許可したものもあった。これには、労働者の代表選挙を許可した DANGOTE Ciment Cameroon 社などがある。

雇用主の多くは、団体交渉権を有する労働者の雇用を避ける意図で、下請け契約等の雇用方法を頻繁に利用した。労働者の代表によれば、半官半民企業を含む大企業の多くは、この方法を利用したということであり、ENEO 社、CDE、Cimencam 社、Guinness 社、Alucam 社他多数の企業が引き合いに出された。下請け契約には、最も低いレベルから上級レベルに及ぶ全てのカテゴリーの職員が参加したということである。この結果、同等の専門知識及び経験を有する労働者は、同じ企業で就労する際に同様の利点を享受できないことがあった。下請け業者の職員は、通常、苦情申し立てを提出する法的根拠を与えられなかった。

多数のストライキが発表された。交渉の成立後に中止されたものもあったが、問題なく決行されたものもあれば、一定の抑圧下で行われたものもあった。労働者の苦情には、一般的に、個人用保護具の不足を含む劣悪な労働条件、不適切な団体協約の実施、給与の未払い分又は退職給付金の不払い、違法な契約解除、昇給がないこと及び、雇用主が適切に従業員を登録しないこと及び雇用主の分担金を医療及び社会保障補助を提供する全国社会保障基金(National Social Insurance Fund)に支払わないことなどがあった。

政府は、2017 年 4 月 10 日のストライキを受けて、ヴァーリ県の労働者会議組合に加盟する労働者の代表 11 人の給与を差し止めた。ドゥアラ市議会の複数の職員は、本人及びその直近の血縁者に対する健康保険を要求した。政府代表委員は、苦情を申し立てた上記の職員を解雇したが、労働社会保障相によって覆された。しかし、この政府代表委員は、2017 年 12 月までにこの従業員を復職させなかった。

2017 年 4 月及び 5 月には、2017 年 1 月にアンドレ・ママ・ファウダ(Andre Mama Fauda)保険相との交渉が決裂し、望んだ成果が得られなかったのを受けて、労働条件の改善及び給与増額を求めて、複数の医師が一連のストライキを決行した。ファウダ保険相は医師に対し、ストライキは違法であり取りやめるよう警告した上で、当該医師組合は登録されていないと述べた。同相は 4 月に行われたストライキの後、この運動を制圧する意図で、組合幹部を北部州の離れた農村地域にある医療施設に左遷した。この異動命令のいずれにおいても、当該医療施設の技術水準は医師の経歴に適合するものではなかった。

英語圏州でも、フランス語を話す多数派同業者による周縁化と称するものに抗議するために、教員及び弁護士が何ヵ月にもわたるストライキを行った。政府はまず、弁護士に対し多大な制限を課した上で、その後、緊張感を緩和する目的で一連の対策を実施した。弁護士及び教員は 2017 年 11 月までに、2 つの英語圏州で職務を再開した。

b. 強制労働又は義務的労働の禁止

あらゆる形態の強制及び義務的労働は、憲法及び法律で禁じられている。この法律は、奴隷、搾取及び債務労働による束縛を禁じ、その同意を得るために暴力が用いられたいかなる取り決めも無効にしている。同法の違反は、5 年以上 20 年以下の禁固刑及び 1 万 CFA フラン(18 ドル)以上 1,000 万 CFA フラン(17,668 ドル)以下の罰金によって罰せられる。債務による束縛の事案では、加害者が被害者の保護者若しくは後見人でもある場合は、罰則は 2 倍になる。この法律は、共犯者と企業体に対しても、全ての犯罪に関して有責性を拡大している。制定法の定める刑罰は極めて厳しいが、違法取引に対する不十分な知識及び限られた労働検査及び救済資源を理由に、政府はこの法律を事実上執行しなかった。刑事裁判の長期性及び費用及び、調査に参加する被害者に提供できる保護が不十分であることもあって、強制又は義務的労働の被害者の多くは、和解に訴えた。

北部州の一部の酋長性地域の解放奴隷には、先祖代々の奴隷状態が強いられているという報告が複数あった。多くのキルディ(Kirdi)族は 1800 年代にフラニ(Fulani)族の虜になった部族であるが、その子供は自分たちが選んで通学をすることも働くことも自由であるにもかかわらず、引き続きいくらかの報酬と引き換えに従来のフラニ族支配者に仕えていた。キルディ族はフラニ族に対して、地元酋長税を支払うことも求められており、その他すべての事柄についても同様である。低賃金と高額の税金の組み合わせは、合法ではあるが、事実上強制労働を作り上げている。この地を去ることは方法としては可能だが、大勢のキルディ族は他の選択肢がないために、階層的かつ権威主義的体制にとどまっている。

南部州及び東部州では、子供を含む一部のバカ族が、収穫期に農場で作業を行うために搾取的賃金でバカ族を雇っているバントゥー族農家によって、引き続き不公正な労働慣行にさらされている。

www.state.gov/j/tip にて、国務省の人身売買報告書も参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇用最少年齢

法律では、職場における搾取から子どもを概ね保護しており、罰金から禁固刑まで様々な罰則を規定している。法律では、児童雇用の最少年齢は 14 歳と定められていて、子供の夜間労働や 1 日 8 時間を超える労働を行うことは禁じられており、また、18 歳未満の子供が法的に行うことのできない作業を列挙している。それには、重量物の移動、危険で有害な作業、密閉区域での作業及び売春などが含まれる。雇用者は、14 歳から 18 歳の子供には

訓練を与えることを義務付けられており、労働契約には未成年者のための訓練条項を含めなければならない。登録企業の労働現場検査による児童労働法の執行責任は社会問題省及び労働社会保障省が担っている。政府は、効果的な調査プログラムを支援するのに十分な資金を配分しなかったが、労働者の組織は、児童労働はフォーマル部門における重要な問題だと報告しなかった。

インフォーマル部門では、強制労働を含め児童労働の利用は、依然として広く行われていた。国際労働機関の 2012 年の実地調査によれば、6 歳から 14 歳の子どもの 40 パーセントが経済活動に従事していた。内訳を見ると、就労児童の 89 パーセントは農業部門、5 パーセントは商業部門、そして 6 パーセントは工業又は家事労働のいずれかで就労していた。UNICEF の 2014 年の複数指標クラスター調査によれば、5 歳から 14 歳の子どもの 47 パーセントが児童労働に従事していた。農業部門で就労する子どもは、伐採と耕耘及び、バナナ及びココア等の作物の収穫に参加した。サービス部門では、子どもは家事労働者及び露天商として働いた。採鉱現場において危険な労働条件下で働く子どももいた。家計の追加収入を稼ぐために、大人、たいていは自分の両親から物乞いを強要される子どももいた。複数の事例報告によれば、児童労働、特に難民の子どもによる労働は、建物の建築現場でよく見られた。伝えられるところによれば、中国企業も、子ども靴の製造に児童労働を利用したということである。

両親は、児童労働を伝統であり通過儀礼であると考えている。多くの場合、農村地域の若年層、特に 女兒は、学校に通わせていると装って家事労働者として搾取するために、血縁者によって都市部に連れていかれることが多かった。農村地域では、大勢の子供が幼いうちから自営農場で働き始める。ココア業界及び畜牛部門でも 児童労働者を雇っていた。これらの子供は、その大部分が北部の 3 つの州及び北西州の出身であった。

社会問題省は、児童労働の悪影響に対する親の感受性を高めるための活動を複数実施した。例えば、2017 年 6 月の夏休み期間には、同省はヤウンデ第 2 警察管轄区と協力して、モコロ(Mokolo)の路上で物売りする 7 歳から 17 歳の子どもを特定するための 2 週間キャンペーンを行った。警察は子どもを同管轄区の警察署に連行し、登録した上で、親に通知できる状況になるまで署内に収容した。警察は親の取調べを行い、子どもが晒される危険について情報を提供した上で、子どもを路上に戻した場合は訴追されると警告した。

www.dol.gov/ilab/programs/ocft/tda.htm にて、労働省の児童労働の最悪形態に関する研究結果も 参照のこと。

d. 雇用及び職業に関する差別

この法律には、差別に対する固有の規定は設けられていない。

民族、HIV の罹患、障害、ジェンダー及び性的指向の点からの雇用及び職業における差別は、特に、民間部門で発生したということである。民族集団は、たいてい、実務でも社会的慣行でも仲間の集団の構成員を優遇することが多く、伝えられるところによれば、障害者は仕事を確保するのが困難であった。国内又は外国人の出稼ぎ労働者に対する差別の信頼筋の報告はなかったが、複数の事例報告によれば、かかる労働者は不当な労働条件下に置かれたということである。しかしながら、2017 年を通じて、雇用に関する差別の具体的な事案を明らかにする信頼筋の報告はなかった。政府は、雇用の差別を防止又は撤廃するための努力を公式にも非公式にも報告しなかった。

e. 許容できる労働条件

全部門における最低賃金は、1 ヶ月当たり 36,270 CFA フラン(68 ドル)である。時間外の割増報酬は、その量及び週末又は深夜残業であるかによって、時給の 120 パーセントから 150 パーセントと様々である。国内の失業率が高いこともあり、雇用主は、たいてい、最低賃金法に反して、最低賃金より安い給与で労働者と交渉を行った。最低賃金より低い給与は、職位の多くが非熟練労働者を必要とする公共部門及び、難民女性が不当な労働慣行に置かれやすいとされる家事労働部門で広く見られた。

法律では、公的・民間企業の非農業会社の標準労働時間は週 40 時間で、1 年の総労働時間を 2,400 時間である。農業及び関連業務では最大週 48 時間と規定している。特例は、警備員及び消防士(週 56 時間)、サービス部門職員(週 45 時間)及び、家事労働及びレストランスタッフ(週 54 時間)となっている。法律では、少なくとも週 1 回、連続して 24 時間の休息を命じている。

毎月の実労働日数に対する 1 日半営業日の有給休暇は、法律で義務付けられている。18 歳未満の労働者の場合は、有給休暇は、毎月の実労働日数に対し 2 日半営業日である。特別有給休暇は年間 10 日までで、これは、年次休暇から差し引かれるものではなく、急な家族行事の発生に備えて労働者に与えられる。子どものいる女性の場合は、有給休暇は、6 歳未満の子ども 1 人に対し、子どもが正式に登録されており、当該世帯に居住することを条件に、休暇の始まる日に 2 営業日ずつ加算されるか、未消化の有給休暇が 6 日間以下の場合に限り、1 日になる。有給休暇は、労働者の雇用主に対する勤続期間によって追加され、勤続か非勤続かを問わず 5 年間の精勤に対し 2 営業日が加算される。子供のいる女性の場合は、上記にさらにこれが追加される。

政府は職場に衛生安全基準を設定している。労働担当相は、労働衛生及び安全に関する国家委員会(National Commission on Health and Safety)と協力して、職業病のリストを作成している。この規則はインフォーマル部門では施行されなかった。労働法は、全ての企業及びあらゆる種類の施設に対し、被用者に医療保健サービスを提供することも義務付けている。この規定は施行されなかった。労働者は、法律により、雇用継続を脅かされることなく、衛生若しくは安全を危うくする労働条件から逃れることができるが、当局はこの状況にある被用者を事実上保護しなかった。

最低賃金及び労働時間基準の国レベルの実施責任は、労働社会保障省にある。同省の検査官及び労働衛生医は、健康及び安全基準の監視を担当しているが、同省には、包括的な検査プログラムを行うだけの人材がなかった。労働法の維持を職務とする省庁は複数あったが、この任務の支柱となる十分な人材が不足していた。例えば、ドゥアラ市には、6の部署、数百社の企業及び数千人もの職員がいるが、労働検査官室は1つしかいなく、しかも、十分な検査官が概ねいない状況にある。南西州のメーム(Meme)県には、労働代表者が1人いるだけで、労働検査官はいなかった。この労働代表者には、県内全域を移動する手段又は交通機関がない状態であった。事務所には予算不足により、2016年からコンピューターが設置されていないため、代表者は正式な書簡及び通知を作成及び印刷するために、県のテクノロジーセンター又はその他の政府事務所を利用することが多かった。